

3健第16376号
令和4年3月28日

公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会会長 様

福島県保健福祉部長
(公印省略)

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則に規定する様式を定める要綱の制定について (通知)

このことについて、令和4年3月18日付け福島県規則第16号で福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則 (以下、「規則」という。)の一部が改正されたことに伴い、規則に規定する様式を定める要綱を制定しましたのでお知らせします。

記

1 要綱の概要

規則第1条第1項から第3条に規定する様式を定めたもの。

2 施行日

令和4年4月1日

3 その他留意事項

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省令第199号。令和3年12月24日公布、令和4年4月1日施行。以下、「改正省令」という。)の公布により、建築物環境衛生管理技術者 (以下、「管理技術者」という。)を選任する際、当該管理技術者が複数の特定建築物を兼任する場合は、特定建築物所有者等が、業務の遂行に支障がないことを確認するとともに、当該確認の結果を記載した書面を備えなければならないこととされました。

管理技術者の兼任が適正なものか判断し必要な指導を行うため、当県としては、管理技術者の選任に係る届出時に当該書類の提示を求めることとし、特定建築物使用届出書及び特定建築物 変更/使用廃止 届出書の一部を修正して運用することとしましたので、御承知願います。

(事務担当 食品生活衛生課 副主査 川合輝 電話 024-521-7243)

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則に規定する
様式を定める要綱

第1 目的

この要綱は、「福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則」（昭和56年5月1日福島県規則第28号。以下「規則」という。）に規定する様式を定めることを目的とする。

第2 規則に規定する知事が別に定める様式

次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の書式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

根拠条項等	様式の名称	様式
第1条第1項	特定建築物使用届出書	第1号様式
第1条第2項	特定建築物／変更／使用廃止／届出書	第2号様式
第2条	登録申請書	第3号様式
第3条	登録／事項変更／事業廃止／届出書	第4号様式

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

特定建築物使用届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住所 } }
 氏名 }
 電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地
 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項（第2項）の規定により、特定建築物の使用について、次のとおり届け出ます。

1	特定建築物の名称	
2	特定建築物の所在場所	
3	特定建築物の用途及び面積（施行令第1条各号に掲げる用途に供される部分に限る。）	
	延べ面積	㎡
	用 途	面 積
		㎡
4	特定建築物の構造設備の概要 別紙「特定建築物の構造設備の概要」のとおり	
5	特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）	
	氏 名	住 所
6	特定建築物の所有者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）	
	氏 名	住 所

7 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）		
氏名	住所	
8 建築物環境衛生管理技術者の氏名、住所及び免状番号並びにその者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあつては、当該特定建築物の名称及び所在場所		
氏名	住所	免状番号
名称	所在場所	
9 特定建築物が使用されるに至った年月日 (特定建築物に該当するに至った年月日)	年 月 日	

備考

- 「施行令」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）をいう。
- 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（3に掲げる場合を除く。）にあつては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類を添付すること。
- 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあつては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類を添付すること。
- 5の欄には、特定建築物維持管理権原者が複数あるときは、当該特定建築物維持管理権原者全員の氏名及び住所を記入すること。
- 6の欄には、当該特定建築物が共有又は区分所有のときは、共有者又は区分所有者全員の氏名及び住所を記入すること。また、特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合は、記入しないこと。
- 8の欄に記載した建築物環境衛生管理技術者が、他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第20条第1項第3号に規定する書面を提示すること。

別紙

特定建築物の構造設備の概要

1 階数並びに各階の床面積、居室数及びその用途

階数	床面積	居室数	用途
階	m ²	室	
階	m ²	室	
階	m ²	室	
階	m ²	室	
階	m ²	室	

2 空気調和設備（機械換気設備）の概要

機器名	型式・性能	台数	設置場所（設置階等）	供給方式
		台		中央式・個別式
		台		中央式・個別式
		台		中央式・個別式
		台		中央式・個別式
		台		中央式・個別式

3 飲料水に関する設備の概要

水源の種別		水道水・井戸水・その他（ ）		
給水方式		直結方式・受水槽方式		
受水槽	容量	m ³		
	材質	FRP・RC・ステンレス・鋼板・その他（ ）		
	設置場所	屋内・屋外		
	ポンプ能力	φ ×	l/min ×	m × k w 台
	消毒設備	有（ 台）・無		
貯湯槽	容量	m ³		
	材質	FRP・RC・ステンレス・鋼板・その他（ ）		
	設置場所	屋内・屋外		
	ポンプ能力	φ ×	l/min ×	m × k w 台
	消毒設備	有（ 台）・無		
高架水槽	容量	m ³		
	材質	FRP・RC・ステンレス・鋼板・その他（ ）		
	設置場所	屋内・屋外		
	消毒設備	有（ 台）・無		

4 雑用水に関する設備の概要

水源の種別		雨水・下水処理水・その他（ ）		
給水方式		直結方式・受水槽方式		
使用用途				
雑用水槽	容量	m ³		
	材質	FRP・RC・ステンレス・鋼板・その他（ ）		
	設置場所	屋内・屋外		
	ポンプ能力	φ ×	l/min ×	m × k w 台
	消毒設備	有（ 台）・無		

5 排水に関する設備の概要

処理方法		下水道・浄化槽		
浄化槽	容量	m ³	設置場所	屋内・屋外
排水槽	容量	m ³	設置場所	屋内・屋外

6 廃棄物の処理に関する設備の概要

ダストシュート		有・無		
廃棄物の集積所	容量	m ³	設置場所	屋内・屋外

備考 別に図面を添付すること。

変 更
 特定建築物 使用廃止 届出書

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所 } 法人にあつては、主たる事務所の所在地
 氏 名 } 法人にあつてはその名称及び代表者の氏名
 電話番号

特定建築物の届出事項を変更したため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により届け出ます。

特定建築物の名称		
特定建築物の所在場所		
変 更 使用廃止 年月日	年 月 日	
変 更 事 項 使用廃止の理由	変 更 前	変 更 後

備考

- 1 特定建築物の所有者以外の特定建築物維持管理権原者が変更となつた場合（新たに特定建築物の所有者以外の者が特定建築物維持管理権原者となつた場合を含み、2に掲げる場合を除く。）にあつては、変更後の特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類を添付すること。
- 2 特定建築物の所有者以外の当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者が変更となつた場合（新たに特定建築物の所有者以外の者が当該特定建築物の全部の管理について権原を有することとなつた場合を含む。）にあつては、変更後の当該特定建築物について当該権原を有する者が当該権原を有することを証する書類を添付すること。
- 3 建築物環境衛生管理技術者が、他の特定建築物の管理技術者を兼任する場合にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第20条第1項第3号に規定する書面を提示すること。

登録申請書

年 月 日

福島県知事
(福島県 保健所長経由)

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)
電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1	登録区分	
2	営業所の名称及び所在地	
3	営業所の責任者の氏名	

- 備考 1 建築物清掃業について登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類等を添付すること。
- (1) 清掃作業に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - (2) 清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が清掃作業監督者の資格を有することを証する書類
 - (3) 清掃作業に従事する者の研修の実施状況を記載した書面
 - (4) 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 2 建築物空気環境測定業について登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類等を添付すること。
- (1) 空気環境の測定に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - (2) 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面及びその者が空気環境測定実施者の資格を有することを証する書類
 - (3) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面
- 3 建築物空気調和用ダクト清掃業について登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類等を添付すること。
- (1) 空気調和用ダクトの清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
 - (2) 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその

者が空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う資格を有する者であることを証する書類

- (3) 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者の研修の実施状況を記載した書面
- (4) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

4 建築物飲料水水質検査業について登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
- (2) 飲料水の水質検査を行なう検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
- (3) 水質検査実施者の氏名を記載した書面及びその者が水質検査実施者の資格を有することを証する書類
- (4) 飲料水の水質検査及び飲料水の水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

5 建築物飲料水貯水槽清掃業について登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 飲料水の貯水槽の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
- (2) (1)の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
- (3) 貯水槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者であることを証する書類
- (4) 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者の研修の実施状況を記載した書面
- (5) 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

6 建築物排水管清掃業について登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 排水管の清掃に用いる機械器具の概要を記載した書面
- (2) (1)の機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面
- (3) 排水管の清掃作業の監督を行う者の氏名を記載した書面及びその者が排水管の清掃作業の監督を行う資格を有する者であることを証する書類
- (4) 排水管の清掃作業に従事する者の研修の実施状況を記載した書面
- (5) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

7 建築物ねずみ昆虫等防除業について登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) ねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具の概要を記載した書面
- (2) (1)の機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所、構造及び保管状態を明らかにする図面
- (3) 防除作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が防除作業監督者の資格を

有する者であることを証する書類

- (4) ねずみ、昆虫等の防除作業に従事する者の研修の実施状況を記載した書面
- (5) ねずみ、昆虫等の防除作業及びねずみ、昆虫等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

8 建築物環境衛生総合管理業について登録を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類等を添付すること。

- (1) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に用いる機械器具の概要を記載した書面
- (2) 統括管理者の氏名を記載した書面及びその者が統括管理者の資格を有することを証する書類
- (3) 清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が清掃作業監督者の資格を有することを証する書類
- (4) 清掃作業に従事する者の研修の実施状況を記載した書面
- (5) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者がその資格を有することを証する書類
- (6) 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面及びその者が空気環境測定実施者の資格を有することを証する書類
- (7) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者の研修の実施状況を記載した書面
- (8) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

登録事項変更届出書
 事業廃止

年 月 日

福島県知事
 (福島県 保健所長経由)

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に係る 事項を変更
 したので、同法施行規則第33条第1項の規定により次のとおり届け出ます。 事業を廃止

登録区分		
登録番号		
営業所の名称及び所在地		
変更 事業廃止	年月日	年 月 日
変更事項	変更前	変更後